

# 会 議 結 果 報 告 書

平成30年8月21日

会議の名称	平成30年度第1回志木市地域福祉推進委員会
開催日時	平成30年8月21日（火）14時00分～16時00分
開催場所	志木市役所 3階 301・302会議室
出席委員	菱沼幹男委員長、竹前榮二副委員長、 吉田かほる委員、川原照男委員、八木由子委員、村山宏委員、安部卯内委員、小澤静枝委員、清水裕司委員、谷合弘行委員  <span style="float: right;">（計 10人）</span>
欠席委員	塩沢夕起子委員、倉持香苗委員  <span style="float: right;">（計 2人）</span>
議 事	<ul style="list-style-type: none"> <li>（1）第3期志木市地域福祉計画及び第4次志木市地域福祉活動計画の進捗管理について（資料1-1、1-2）</li> <li>（2）第4期地域福祉計画及び第5次志木市地域福祉活動計画の概要について（資料2）</li> <li>（3）今年度実施するアンケート（意識調査）について（資料3-1、3-2、3-3）</li> <li>（4）今後のスケジュールについて（資料4）</li> <li>（5）その他</li> </ul>
結 果	以下審議内容のとおり。  <span style="float: right;">（傍聴者 0人）</span>
事 務 局	福祉課 塩盛課長、安井主幹、竹ノ谷主事 志木市社会福祉協議会事務局 長谷川次長、川嶋主事 地域計画株式会社 佐々木
署 名	<p>（委員長） ..... 菱沼 幹男 .....</p> <p>（署名人） ..... 村山 宏 .....</p> <p>（署名人） ..... 清水 裕司 .....</p> <p>原本議事録には署名あり</p>

## 審議内容の記録（審議経過、結論等）

### 1 開会

※資料の確認

※委嘱状の交付：志木市立学校PTA連合会松永委員に変わり八木委員、志木市福祉団体連絡会肥沼委員に変わり小澤委員に委嘱状の交付を机上にて行う。

※塩盛課長あいさつ

### 2 委員長あいさつ

### 3 委員及び事務局自己紹介

### 4 議事

### 5 その他

### 6 閉会

#### 【議事の結果】

- (1) 第3期志木市地域福祉計画及び第4次志木市地域福祉活動計画の進捗管理について  
(資料1-1) (福祉課より説明)

**委員長：**進行管理をしていくときには、(数値実績など) 何をしたかというアウトプット評価と(成果・効果として) どう変わったかというアウトカム評価の2つの視点が重要。アウトカム評価により、次回の計画等にどう繋げて行くかが大切。皆さんの身の回りの活動を見て感じた観点でも良いので、是非ご意見頂きたい。

#### ○N○. 1 制度の「狭間」を埋める取り組みの充実について

28年度の18.4%と比べると17.5%とやや目標値に近づいたものの、生活保護受給を継続する世帯が依然として多いため目標値まではまだまだ厳しい。

**委員長：**高齢者でも障がい者でもない、働くことの出来る世帯で生活保護を受給している世帯を「その他世帯」としているが、何が就労の難しさにつながっているか分かれば教えて欲しい。

**事務局(福祉課)：**精神疾患であろう若い世代が多く、その方々は疾病名がない。医療機関の受診や手帳の取得、自立支援を受けるよう担当ケースワーカーが促し指導しているが、本人そのものにやる気や自覚がなく、完全なる傷病者・障がい者のくくりに移らない。そのため、「その他世帯」が減っていない。

**委員長：**何が難しさにつながっているか(計画書に)書かれた方が有効ではないかと思う。そういった状況は市民の方々になかなか見えないため、「その他世帯」に対して厳しい目で見られてしまうと困るので、どういった事情が見えるようになっていた方が良い。生活困窮者支援はどこが行っているか。

**事務局(福祉課)：**私どもの窓口でやらせて頂いている。生活困窮者のための生活相談支援は「ワーカーズコープ」という業者に委託し、広くよろずの相談を受け付けている。そ

の中で生活保護に至るか至らないかという棲み分けをしていくが、窓口に来られる方それぞれに困りごとを抱えており、近所や相談できる身内などとの関係が希薄で、私どもの窓口に来られている。

**委員長：**今の社会から排除というか、なじめなかった人がこういう状況になっている。こういった人たちを受け入れてくれる社会資源を作っていかなければ、一步踏み出すことが難しくなる。いきなり一般就労が難しいのであれば、インターンシップとか職場体験とか、精神的にしんどさを抱えた人たちが安心して参加できる場をどう作っていけるかということが地域福祉計画において重要になる。社協や地域、企業や施設の方々と、一緒に受け皿的な場所を作っていけないだろうか。今後そういった取り組み等される、または今までやっているところがあれば、きちんと計画等に反映していけるとよい。

**副委員長：**精神疾患の方は、親と住んでいて働いていないと、生活保護はもらえない？

**事務局（福祉課）：**生活保護の受給は世帯ごとであり、親世帯に資力がある場合、生活保護には至らない。ただ独立をされて親元から切り離されたがなかなか就職できず、あるいは継続できず、生活保護に至るという方は多い。

**副委員長：**精神疾患の人は、なかなか一人立ちできない、ということがあり課題である。

**委員：**地域には生活保護になる前の、すごく困窮している方が多くいらっしゃる。私どもは社会福祉法人で埼玉県下で彩の国あんしんセーフティネット事業というのをやっている。働きに行く交通費がない、働く意思はあるが携帯を止められると面接の結果の連絡が受けられないなど、たくさん志木市の中にもいるということを皆様のお耳に入れさせて頂きたい。

**委員：**「おおぞら」が運営しているリサイクルショップ「わいわいサロン」では、朝10時から4時までボランティアさんを含め、スタッフと精神障がい・知的障がいの人たちが一人ずつ11時位から入っていらっしゃる。社協の相談員の方に来て頂いたり、精神障がいの家族会のお母様がスタッフにおられるので色々聞いてあげたり、私たちも何年かして段々慣れてきたので対応したり。「わいわいサロン」には一般の方も買い物に来ますし、少し障がいじゃないかな、という人が来ておしゃべりしているうちに、私も同じ手帳を持っている、という話をする方もいる。少しでも仕事に就く前に、「わいわいサロン」では時給350円だったと思うが、それでも週2回、一ヶ月でいくら、というおこづかい位にはなる。それを楽しみに来ている人もいるので、お誘いはしているが、なかなか出て来れない人もいる。

**委員長：**居場所を作ってくださることによって来られている方もいらっしゃるし、そこで少しばかりでも収入になるということも社会とのつながりの大切な動機付けになる。

**委員：**ただ、使い方を注意することもあるが、個人個人のことなので、使い道まで注意しにくい。

**委員長：**今のお話から、経済的な支援だけでなく、生活を支援する、という所も一緒になっていた方が良いのではないかと考えられる。

「その他世帯」は、パーセントだけでなく件数でも出すことはできるか。パーセントは母数により異なるため、就労に繋がった件数は何件であるという数字があるとよい。今後の評価の際に、意識してデータを調べて頂けると有難い。

**委員：**（支援の必要な人を）発見して、支援制度に繋ぐ所まで行けば良いが、可能性がある、という段階位の人の中に入っていくと、親の防衛線がある。そういう人たちが仕事を見つけてやれるようになるには、一般的には制度運用などがあると思うが、たとえば、農家の人の野菜づくりなど、土に親しむ機会を農家の方と協力しながらやれるようなイベントでもしながら、出て行ってもらうシステムでも作っていかないと、なかなか難しいと思う。

**委員長：**このあたりについて、実際どのように工夫して、アウトリーチされているか、何か事例や取り組みなどあれば、お話しいただきたい。

**事務局（福祉課）：**私ども福祉課窓口の生活相談センターにて一旦相談を受けているが、そこから家計相談に繋いだり、また、ジョブスポットしきでは生活困窮者等と障がい者及び一般の方のジョブスポットの2つの窓口をそれぞれ持っているので、相談者ごとに適切なジョブスポットへと繋いでいる。このように、生活困窮者の必須事業で行っている生活相談センターでの相談については、様々な福祉サービスに繋いでいる。

**委員長：**民生委員・児童委員だけでは困難なケースもあるので、専門職の方々が訪問して、その中で今後を考えて頂く、という体制を取って行けるかが課題。社会福祉協議会の職員が訪問するようなことも最近は増えている、若者たちの居場所づくりも社協がやってらっしゃったりする。居場所がないと、声掛けも難しい。先ほどの農家のお手伝いに繋いでいる地域も確かにあるので、良いアイデアだと思うし、高齢の農家のお手伝いにもなる。事業の検討をして頂きたい。

**副委員長：**今、障がいのある人の求人は増えているか。志木個別でも出るか。

**事務局（福祉課）：**基本的には増えていると聞いている。障がいのある方でジョブスポット志木に来る方は働きたい意識は高いが、生活困窮者や生活保護受給者の求職者についてはなかなか伸びていないと聞いている。

**委員長：**こうした方々に伴走してくれる、就活などでくじけてしまいそうな時に寄り添ってくれるボランティアさんを養成する、静岡方式というものがある。ご本人さんがしんどさを抱えていると自分だけではだめだし、専門職の人数に限りがある中で、伴走者を育てていって、寄り添ってもらう方法である。結果の難しさに対して、どうするか、ということを考えて頂きたい。

## ○N○. 2地域包括ケアシステムの推進

27年度に目標値の5圏域をすでに達成、30年4月からは市内でも最も高齢化率の高い館・幸町地区の高齢者あんしんセンターに2名の専門職を増員した。

### ○N○. 3障がい者が地域で暮らせる「自立」と「共生」の社会の実現

通所者の利用拡充を目指したことや、通所事業者が3か所開設したこともあり、目標を大きく上回ることができた。

**委員長：**障がい者の施設が増えたことによって、予定より多くの方が利用されているという状況だが、これは希望される方がほぼ利用できる状況になっているのか。

**事務局（福祉課）：**市内に通所事業所は3箇所となっている。民間のレストランを併用した、障がい者を雇用してくださるお店もできたり、今年の暮れから来年にかけ、グループホームに併設した通所施設の出来る予定もあり、今まで他市にある就労AやBも市内で充実が図られている。

### ○N○. 4地域の子ども・子育て支援の充実

26年度の4か所から、29年度は5か所に整備された。

**委員長：**その他に子育て支援の所などもあるが、ご意見あるか。

**委員：**今一番感じているのは、認可保育園がだいぶ増えているが、2歳までという所が多い。2歳までは入りやすいが3歳に上がるときがネックになっている。2歳から3歳になった時に、どこも受け入れがなくて、結局仕方なく仕事をやめるお母さんの話はよく伺う。仕事を続けようと思ひ、引っ越しをする例もある。お仕事をもっていらっしゃるお母様も多いので、訪問に行って一番心配とおっしゃるのは保育園についてである。マンションなどを買われるご夫婦はお二人で働くことを見越して生活設計しているので、やはり死活問題である。保育園に入れなかったために、やめてパートに出られるという話も聞く。一方、お子さんによっては、3人いらっしゃる方が同時に入るなど、うまく入れる例もあり、基準が分からない。双子で、「別々なら入れますよ」、と言われた例もある。

**委員長：**今の意見を受けて他にあるか。

**事務局（福祉課）：**保育園の関係では、0、1、2（歳）の小規模保育園は増えた。全体的に認可保育園も毎年作っていて、どんどん定員は増えている。しかし、それに併せて待機児童も増えている。また、保育園が出来るなら働きに行く、という方がどんどん掘り起こされているという状況もある。ただ、ある一定の時期を過ぎると子どもが減っていくという見込みがあるため、今は需要に追いつかないが、10年20年先保育園がどうなっていくか、という所は懸念される場所である。やはり0、1、2歳が一番待機児童が多く、3歳になると幼稚園、認定こども園などに移行していく、ということを見込んで0、1、2歳の小規模保育園が増えていったが、うまくつながっていないという現実がある。そのため『3歳の壁』、と言われている実情がある。

**委員：**保育園を作るのは大変だが、0、1、2歳児の小規模保育園は作りやすい。マンションなども急に出来てきたので、行政としては戸惑っている所もあるのかと思う。来年あたり新しくできるという話もあるので、なんとかなるかと思うが、それを聞いて、それじゃあ志木に引っ越そう、という人もいると思う。

**委員長：**行政としても頑張ってくださいと思っていると思うが、ニーズに応えることができるよう是非お願いしたい。また、家庭で子育てしている方が孤立しないよう、サロン活動等をしてくださっている、そういった住民活動を支えていくという所も併せてお願いする。

(資料1-2) (志木市社会福祉協議会より説明)

平成29年度全体のポイントとして、総合福祉センターが昨年の5月末から休館になり、約1年の改修工事を行った関係で、事業の見直しや既存利用者が他施設を利用するための調整を行った。

計画3年目の数値としては、おおむね達成できている。

●「第1章 2 (1) ①住民参加型在宅福祉サービスの推進

事業名を「たんぼぼ生活応援隊」に改称、多くの住民に参加頂ける様見直しを進めている。

●「第1章 3 (1) ②高齢者交流拠点の運営」

第二福祉センターの風呂・空調工事があり、2か月間利用できない状況があったことから、福祉センターでは、大幅に利用者が増加した。

●「第2章 3 (1) ①地域包括支援センターの機能充実」

目標相談件数に対して大幅な実績があった。地域包括支援センターとしてサロン活動・出前講座の実施の効果が現れたと考えられる。

●「第3章 1 (1) ○災害ボランティアセンターの設置」

昨年は「凶上訓練」として、災害ボランティアセンターの運営訓練を行った。実際に災害が起こったときにスムーズに運営できるよう、マニュアルに添った訓練を行っている。

●「第3章 1 (1) ①施設に即した避難訓練の実施」

福祉センター、第二福祉センター、児童センター、子育て支援センター等それぞれの実態に即した訓練を行っている。

**委員長：**社協として、最も力を入れた所はどこか。

**事務局 (社協)：**29年度は引越し等で多忙であったというのが正直な所である。ここ何年か、という話であれば、成年後見制度・生活支援整備体制整備がまだ具体的にこうやっていこう、という所に行き着いておらず、まだまだもがいている感じではあるが力を入れている。社協の事業は住民参加の事業という考え方が基本にあるので、住民参加型在宅福祉サービス、いわゆる「たんぼぼ」なども住民の方に協力いただいたり、また、サロン活動なども住民の方といっしょに作っていったり、後見制度に関しても住民の方といっしょに進めていく、そういった所がもっと長い目で見ていけば社協が最も力を入れている取り組みと言える。

**委員長：**市民後見人は副委員長が志木市の第2号として活躍されているが、実際活動されていてどうか。

**副委員長：**市民後見人として色々体験をした。経験のなかで相談者に必要なのは、人生経験が豊富とかではなく、専門的な知識である。1つのことをやるのにその都度聞いてやっていったからうまくできたのだと思う。

**委員長：**副委員長のように動いてくれる方なら安心だが、結局負担が大きくなってしまうと、今後担ってくださる方が構えてしまうかもしれない。サポートの体制等も考えてもらっしやると思うが。

**事務局（社協）：**副委員長ご自身は現在二人目の後見人をされているが、お一人目の時は亡くなられた手続きから不動産の売却等、大変な作業が続いてらっしゃった。サポート側の我々も一緒に勉強させて頂いたのが正直な所である。

**委員：**特養でも、市民後見人が増えてきた。事務で見ると、後見人さんの業務に対する温度はピンキリである。その方のお人柄が良く出ている、お支払いの時など来るときに必ず面会していく方もいるが、後見人という制度を利用して自分の生計を立てているという方も増えているのが現実、と感じている。

**委員長：**その後見人は市外の人もいらっしやるのか。

**委員：**いらっしやる。司法書士の方や勉強されて後見人に選ばれた方ではあるが、お人柄がある。後見をしている方と少しでも接して帰って頂きたいと、脇から見ている我々は思う。何か事があった時にちゃんとやってくれるのか、と心配になる。

**副委員長：**確かに行ってみないと分からないことはあると感じる。

**委員長：**副委員長は後見以上の支援をしてくださっている。そういった生活支援は別に手立てがあると良いと思うし、あらかじめ生前契約で亡くなった後のサポートをする支援を権利擁護として取り入れている自治体も増えてきているので、今後そういった市民後見人の負担が大きくなりすぎないような体制を整えて頂ければと思う。

**事務局（社協）：**現在法人後見の依頼・相談は来ている状況はある。法人後見は一人の人に長く関わるというメリットはあるが、対応できる職員体制など社協の中でも課題になっている。継続的に生活も含めて、その方の支援ができる体制づくりは、社協としても課題として捉えている。

**委員：**市町村成年後見制度利用促進計画の策定の努力義務を受けて、志木市成年後見制度利用促進基本計画が策定されているが、今後認知症が増加していくと、このあたりをどうサポートしていくか重要なポイントになると感じている。助けをしてくれるシステムがなかなかない。人材登録してくれている人は29人くらいいるが、そのあたりをクリアにしていき、市民後見人として受けられる体制をどう作って行くか、地域福祉計画に結び付けてやっていかないと、後手に回る可能性がある。今や全国でも注目される「志木市方式」として色々な所で紹介されているが、実際どうやっていくのか大切なポイントである。

**委員長：**「志木市方式」が注目されているのか。

**委員：**問い合わせが多いようである。他に1市町策定しているところもあるようだが、志木市は専門職を置いて受け入れ体制を整えている。

**委員長：**それでは是非全国に発信できる体制を整えて頂きたい。どういった方が支援を必要とするか、やはり身寄りのないひとり暮らし高齢者が増えている中で、当然高齢になって認知症になる方もいるし、知的障がいの方でご両親が高齢になったり亡くなったりした場合どうサポートしていくか、など、志木市に暮らしている方の実態に即してどういう体制が必要なのか、またそこに関心を持ってくれる人をどう増やしていくか、が課題である。

**委員長：**例えば学校の子どもたちの様子を見ていて、福祉教育についてご意見はあるか。

**委員：**社協で、宗岡四小の「放課後志木っ子タイム」の委託を受けている中で、利用者がとても多い。「放課後志木っ子タイム」は、学童に入っていないなくても、宗岡四小に通っているお子さんであれば利用できる放課後の居場所である。大人が見て安全が確保できるかできないかくらいのお子さんが来ていると聞いている。さらに宗岡四小は改修工事をしており、来年度から小学校1年生が段々増えてくるが、子どもたちの安全をどう守るか危惧している。

**事務局（社協）：**日々注意をしながら行っている。ちょうどこの夏休み期間中は学童のみで、学校があるときだけ、「放課後志木っ子タイム」によりほぼ全校生徒に近い子どもが一斉に来る感じである。それを安全を確保しながら5時まで行き、5時以降になってはじめて学童に切り替わるという形である。

**委員：**来年度からは市内全部の小学校で行うといううわさがある。やってもらいたいという期待はあるが、人が確保できるのか心配している。やると言いつつ、いざ蓋を開けてみると、見てもらえる大人がおらず事故や怪我が起きてしまうのでは、という不安がある。ちゃんと体制が出来てから広げたほうが良いのでは、と心配している。

**事務局（社協）：**社協としては「住民の方とともに」という理念のもと、親御さん・PTAの方々にとくさん協力して頂いている。しかし、PTAの方の協力をしてくださる数というの、限りがある。今はまだ1校だが、それでも大変である。

**委員：**宗岡四小の「放課後志木っ子タイム」に、宗岡小や宗岡二小の保護者がお手伝いに行っているような状況なので、他の学校でも始まったときに、分散してしまうのかな、と思う。

**委員長：**お褒めの言葉を頂いているが、体制の問題もあると言う事で。全校でやるという計画があるのか。

**委員：**今現在、宗岡四小で行っているが、その結果を見て、来年度から開設小学校を増やすという話もあり、今の話のように我々としては体制をしっかりと作るために準備期間が必要と考えている。学童の子どもと放課後の子どもたちとのギャップを融合させるということでは、大変興味があるし、子どもさんも大変喜んでいる。注目を浴びていることは良い事だが、そのあたりは担当課に申し伝えたい。

**委員：**「放課後志木っ子タイム」に登録する子は、宗岡四小であればおおざっぱに言うと500人児童がいるとすると、490人くらいが申し込んでいる状態。1、2年生の低学年の子たちは、学童に入っていないなくてもほぼ5時までは「放課後志木っ子タイム」にいて、

いっしょに帰っている。

**委員**：今は学童が志木の場合は1年から6年まで。高学年になると子どもとしては遊びたいので3年か4年くらいでやめてしまうという話も聞くが、志木の場合は残る児童も多いのでは。

**事務局（社協）**：今の子どもたちも塾に通うだとか、中学年高学年になると出てくるので、全部が、という訳ではない。しかし友だちもそこにいるので一定時間残る子も多い。

**委員**：そうすると学校が保育園化している、それだけお仕事をしているお母さん方が多いと言う事であろうか。

**事務局（福祉課）**：5時以降も保育を必要とする学童に移る子は3割程度のため、5時以降も働いているお母さんは3割程度と考えられる。

**委員**：昔は学校が終わったら学校で遊んでいても良かった。その時は自分たちだけで遊んでいて、そういったボランティアの方たちとかいなかった。自己責任で遊んでいたが、今はそうではない。

**委員**：今は家の周りで遊ばせると、車が危ないなどがある。マンションの下の公園で子どもが遊んでいると、ご高齢の方が「うるさい」、というクレームが学校に入ったりする。夏休みとかも子どもが遊んでいると、学校に連絡がいて、学校の先生が注意したりする。子どもの居場所、というものが段々少なくなっている。

**事務局（社協）**：また、「気になる子」が残っている。5年生6年生になっても、親は子どもを一人で置いておくという訳にはいかない。なので「気になる子」ほど長くいる。その分職員やスタッフが必要になったり、対応が必要になったりする実態がある。

**委員長**：学校の先生以外に地域の大人との接点を作って行けることはとても大事なことになると思う。その子だけに限定することはできないので広くみんなが利用できるようにしつつ、きちんと個を見ていく視点を持っていて頂ければ、とても良い事業として評価されると思う。

**委員**：私の場合は福祉の接点がなかなか見えてこない、機会がない、言い方は悪いが距離感を感じているのが実感であり、商工会もまず自分の商店会や事業所を営んでいくという大前提がある。32年前に始めたいろは市は、8月の最後の日曜日にお子様に色々な体験をさせる。自己満足の部分で行っていた所もあったかもしれないが、原点に立ち返ってやっていたら、と思った。

**委員長**：気になるお客さんだとか、認知症かなと思うお客さんとかはないか。

**委員**：そこまでの方はいらっしゃらない。逆に防犯面だとか、お子さんが一人で来るだとか、そういった課題とかもない。

**委員長**：商店の方だと、福祉の方だとかよりも、生活に直結していて接点があるので、お店の人たちが福祉の視点を持ち、お客さんで気になる方がいたときに、つないでくれるだけでもずいぶん違いがあると思う。特に認知症サポーター養成講座の受講とか、そういう積み重ねが地域の力になっていくのではないかな、と思っている。せっかく来ていただい

ているので、認知力が衰えている方などをうまく連携して欲しい。福祉関係者も地域の商店を使っていただいて、お互いウィンウィンになるようにしてもらうのも大事である。

**委員：**私どもの事業所では、地産地消が基本。食べる白米は志木市産、とかこだわっている。

**委員長：**福祉関係者全体で地元の商店を使っていくなど、意識していけると良いと思う。

**委員：**学童の指導員は、教職などを持っている人が勤めているのか。

**事務局（社協）：**正職員は教諭資格、保育士資格を持っている。他にもパートなどで勤めている職員もいるが、そこは特に資格の限定はないが、日々資格を持った職員がチェック・指導しながら、また、住民の方に色々な形で関わって頂くが、そういった方は特に資格を持っていない方の方が多くなっていく。

**委員長：**皆さんから頂いたご意見は、今後の施策に反映して頂けたらと思う。

（２）第４期地域福祉計画及び第５次地域福祉活動計画の概要について 資料２を用いて説明。

**委員長：**資料について少しコメントさせて頂く。

○社会福祉法の改正点について（２ページ 第４条）

福祉の主体は地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者、の３者が元々規定されていたが、これらをまとめて「地域住民等」という表現になった。そのため、今後は「地域住民」だけでなく、「地域住民等」とし、専門職も主体であることを見えにくくしてはいけない。専門職を含めた「地域住民等」をしっかり支えていく体制を作っていく必要がある。

また、「確保される」は、改正前は「与えられる」となっていた。「機会が与えられる」のはおかしい、機会を確保することで主体的に動いていけるようにしていこう、という意図を表現している。

○２ページ 第４条 ２項

「地域社会からの孤立」が入ったということが重要で、地域福祉計画では、孤立や孤独に対応していくにはどのようにしたら良いか、ということ考えていかなければならない。それでは志木市内において孤立や孤独を感じる人たちはどういった人たちなのか、ということで、先ほどの精神疾患を抱えながら手帳を持っていなくて孤立しているだとか、そういった人たちにきちんと目を向けていきましょう、という事がポイントである。

○３ページ 第１０６条の３

縦割りでは高齢者だけ、障がい者だけ、という対応ではなく、高齢者の方と障がい者の方、または不登校の子どもたちが一緒に暮らしている地域社会全体を支えていける仕組みを作っていきましょう、ということである。次期計画では、地域社会全体を総合的に支えていける仕組みをどう作っていけるか、ということが大きなポイントになっていく。

(3) 今年度実施するアンケート（意識調査）について 資料 3-1、3-2、3-3 を用いて説明。

**委員長：**今の時間だけでなく、一度時間を頂き、ご意見があれば直接事務局に申し出る様に。実施するにあたりご意見等あれば伺いたい。

**委員：**回答者は無作為抽出かと思うが、前回のアンケートは回答した。今回のアンケートも回答者は無作為抽出を行うのか。

**事務局（福祉課）：**過去の抽出データは削除されているので、改めて無作為抽出を行う。

**委員：**同じ回答者に対して送ることで、個別の回答者の意識の変化を見ることができるのでは、と思った。

**事務局（福祉課）：**市民全体の意識の変化を見る、という趣旨もあるので毎回無作為抽出を行っている。

**委員：**3期のアンケートが送られてきたときに、こういった計画があることを初めて知った。逆にアンケートを一度行った方であれば、アンケートが計画にどう反映されたのか等、実感できるのでは、と思った。

**委員：**中身の話だが、町内会の参加は「何に参加したか」も聞いて欲しい。また、問 29 は、「社会福祉協議会は次の事業を実施していますが、」と前段に入れて欲しい。

**事務局（福祉課）：**成年後見制度についてだが、担当の長寿応援課からはたくさんの質問項目が送られているが、ボリューム感等見て、圧縮することを検討している。

**委員長：**この内容は市民向けアンケートというより、専門職アンケートに適していると考えられる。

地域福祉計画において、次の手を打つために必要なデータを得られるかどうか、ということも大切であり、特にこういった郵送調査の場合、回答者が限られる。例えば他地域の計画策定では、精神障がい者の方に対するイメージと知的障がいの方に対するイメージを聞いたり、あるいは身体障がい・知的障がい・発達障がいについて学んだことがあるか接したことがあるかを聞いたことがある。そうなる、学んだことがない割合を計画期間中になるべく少なくしていこうという目標を掲げて、では障がいを持った方とどう接点を作っていくかということを考えることができる。せっきくの調査だが、福祉意識を把握する、ということにならざるを得ない。ニーズ調査に対しては、専門職アンケートでして頂くことも大事だと思う。少しボリュームも多いので、何か精査して、福祉意識の所で、今後福祉教育を展開していく上で、何か聞いておきたいことがないだろうか、考えても良いかと思う。我が事・丸ごとの認知度は聞かなくても良いと思う。生活困窮者自立支援に関する項目も支援者は関心はあるだろうが今回の調査で必要か。

**委員：**社協の活動計画の中で、福祉教育をやっている。全ての小中学校で行っていて、小学校は4年生、中学校は学校によって異なるが2年生を中心に行っているが、その中で教育内容を理解しているかどうか、やっていただくといいと思う。

**委員長**：行政や社協が事業転換していくときに、次の手を考えるために必要なデータを把握できるようにしたほうが良いと思う。委員には一度持ち帰っていただき、何かあれば今月中にお申し出頂きたい。

(4) 今後のスケジュールについて

事務局（福祉課）：11月中にアンケートを実施、地域福祉推進委員会は本年度はあと2回実施予定で、アンケートの集計が終わる頃の1月中旬と、もう1回はアンケートの分析が終わってその報告書が作成し上がるころの3月下旬を予定しているので、よろしく願います。

(5) その他

※なし

**委員長**：以上をもって議長をおり、閉会とする。

以上